經濟論叢

第132巻　第5·6号

地方税制における利益説と能力説……池　上　　惇　1

内部留保分析批判……野　村　秀　和　15

異種産業間の合併：補完財のケース……高　崎　仁　良　35

不確実性と家計貯蓄行動……内　田　　滋　56

米・欧間「相互浸透」の統計的検証……小　林　世　治　79

経済学会記事

経済論叢　第131巻・第132巻　総目録

昭和58年11·12月

京都大學經濟學會

地方税制における利益説と能力説

池　上　　惇

I　古典的利益説の根拠

エドウィン・キャナンは，1896年に，「イングランドにおける地方団体レイトの歴史」を公刊したが，そのなかで，地方税における能力説と利益説に言及し，地方団体の課税において能力説にもとづく地方所得税は不可能であり，利益説にもとづく財産課税こそが，唯一の地方税たりうることを主張した。

「担税能力に応じた地方団体の住民への課税は，その地域が，非常に大きくて，お互いに，強い偏見によってへだてられている場合以外には不可能である。」[1]と彼は結論している。

その理由は，「イングランドにおいて，永らくそうであったように一地域から他の地域への移住が容易であるところでは，大金持が住んでいる教区で，彼の全所得にレイトを課すことができるなどと期待するのは，まったく馬鹿げている。」[2]からである。所得にレイトを課された金持たちは，当然，レイトの安い土地に移ろうとするであろうし，もし，所得の源泉に課税しようとすれば，一人の人物の所得をいくつかに分割して，レイトの課徴を免れようとするであろう。課税者たちが，その地域の動産をみつけだして，正確な価値評価をおこなった上で課徴するというのは容易なことではない。

「……住民の担税能力に応じて徴収するよう意図されたレイトは，地方所得税が廃止されるときはいつでも，結局は，固定資産にのみ課せられるレイトにとってかわった。

1) Edwin Cannan, *The History of Local Rates in England, Five Lectures*, 1896, p. 132.
2) *Ibid.*, p. 132.

これに対して，うけとった便益に応じて徴収されるように意図されたレイトは，当然の結果として，そもそもの最初から固定資産に関連して課徴された。ある地域が，住居もしくは，ビジネスの場所として，より適当なものとなるよう，何らかの形で『改善され』る場合には，その地域における固定資産の所有者によって享受される便益は，一般に，他の人々によって享受される便益よりも重要かつ，永久的である。」[3]

以上のキャナンの主張をみれば，レイトが地方所得によらず，固定資産によって徴収する，という根拠は，きわめて明瞭である。

第一に，地方所得税は応能原則を地方税に適用するものであって，この原則を適用すれば，担税力ある金持は，レイトの低い地域へと逃げだしてしまい，地方団体の税収とはならない。

第二に，動産への課税は，移動可能な財への課税である限り，財産の分割，他地域への移動によって，税源の把握そのものを困難にする。

第三に，応益原則にもとづく固定資産税のみが，地域の改良の成果を永久に資産の所有者にあたえることができ，そのことによって地方税制の基礎たりうる，ということである。

キャナンのこのような応益主義＝固定資産課徴の学説を現代における「地方税としての固定資産税擁護論」と比較してみると，そこでは，現代でも，ほとんど，かわらない根拠が述べられている。例れば，U・K・ヒックスの「財政学」は，累進税率をもった地方所得税に反対する際，「貧乏な地方団体が管轄内に居住して転出しそうには思われない少数のかなり富裕な人びとだけから税収の大半を得なければならないとすれば，収支相つぐなう望みはとてももてないであろう。」と主張し，「さらに，転出を刺激する危険があるということは，所得に対する〔地方税負担〕上限があることを意味する。」[4]とさえ示唆している。

一般に，地方税には，応益原則，つまり，利益説が妥当し，したがって，財

3) *Ibid.*, pp. 133-134.

4) U. K. Hicks, *Public Finance*, 1947, 2nd ed., 1955, p. 238. 巽博一，肥後和夫訳，「財政学」東洋経済新報社，1962年第一刷，255ページ。

産税，または，固定資産説が適当である，という主張は，日本の地方財政論においても，通説として，ほぼ，定着してきた，といってもよい。戦後日本の地方税制改革の出発点の一つであったシャウプ税制使節団の勧告は，市町村の税源について固定資産税を主要なものと考え，地方税制の原則として応益主義を主張していたし[5]，最近になって，地方公共財の理論が，地方税制論に応用されてくると利益説＝応益原則は，いよいよ大きな影響力を地方税制論において発揮するかにみえるのである[6]。

II　古典的地方自治と現代的地方自治

P. N. ヘップワースは，1980年に公刊された「地方財政」第6版のなかで，さきのキャナンの見解に疑問を提出している。彼の問題整理は，きわめて端的な性格をもっていて，「レイトは租税か，それとも，サービスの対価であるか？」と問いかけている。

彼は，議論の前提として，地方自治体のサービスの質と領域が変化してきたことをあげて次のように言う。

「地方自治体によってもともとから提供されていたサービスは，基本的には，財産の保護・奉仕に主としてかかわる，保護的サービスであった。夜警〔watching〕と公道〔high-ways〕はその二つの例である。その範囲までは，レイト，すなわち，年々の財産額に基礎をおく税が，そのような歳出をまかなう適切な税であった。そのときは，レイト課税評価額は，一般に，大部分が地方自治体の歳出から受けとる便益を反映していた。」[7]

この古典時代ともいうべき状況に対して，今日では，どのような問題が生じているか？　ヘップワースはつづける。

---

5) シャウプ勧告の基本的特徴と，その後の推移については，藤谷謙二「シャウプ税制の推移を顧みて——特に所得課税を中心として——」都市問題研究，第24巻第12号，1972年12月。

6) Richard Musgrave, *Public Finance*, 1978, 木下和夫監訳，「財政学」有斐閣，1983年，36ページ。

7) N. P. Hepworth, *The Finance of Local Government*, 6th ed., 1980, p. 42. 池上惇監訳「現代イギリスの地方財政」同文館，1983年，37ページ。

「しかし，それは今日では真実ではない。変化は教育サービスの発展とともに生じた。教育サービスは急激に成長した財源を大きく消費するものとなったが，そのサービスから受けとられる便益は財産に関連するものではなかった。しかしながら，レイトは地方自治体の主要な収入源でありつづけた。だが，より多くの財源が財産とは無関係な教育サービスや，個人にかかわるその他の同様なサービスに向けられれば向けられるほど，レイトは，受けとった便益に対する支払いというよりも，たんなる課税の源泉となっていった。」[8]

夜警と公道というサービスから，教育にかかわるサービス，さらに，公益事業サービス（ガスや水道）が拡充されるにつれて，地方自治体の性格は著しく変化してくる。それは，あたかも，古典的な地方自治体の時代から，現代的地方自治体の時代への推移をうつしだしているようであり，地主層を中心とする地方自治のにない手から，勤労住民を中心とする地方自治のにない手への変化を象徴しているようにもみえる。

わが国において，地方課税における応益原則を，ヘップワースと同様，自治体の業務の変化や，機能の変化とかかわらせて論じた古典的労作の一つは，島恭彦教授の「現代地方財政論」（1951年）であった。そこでは，つぎのように述べられている。

「……地方税の指導原理，福祉共同体の理念や応益原則を反省してみよう。それらの理念は地方自治の故郷たる近世初期のイギリスやヨーロッパ大陸で生れた。そこでは名誉職たる地方の有力者＝地主が救貧，教育，警察等の地方事務をとっていたし，土地財産額によって，選挙権や公職につく資格も決定されていた。地方に関する施策はまず財産所有者の関心事であった。併しそれと同時に，地方生活はまだ静態的であり，人口の移動も少く，人口の多くはその土地の職業を通じて地方団体の施策につながっていた。地方団体はまだ生活共同体としての一面をもっていたし，地主は『公共的意識』を持っていた。租税の応益原則はかかる団体には極めて自然にうけ入れられるであろう。」[9]

8) *Ibid.*, pp. 42～43. (37ページ)。

古典的地方自治といわれるかかる状況は，資本主義の発展とともに，「公民団体から，住民団体へ」という道を辿る。

「……一定地域の人間はその地域に住居を持つという関係だけでつながり，地方団体から何かの利益を得，それに対して義務を負うという公民的な関係によるつながりは非常にうすくなった。人口の移動は頻繁になり，住民の中には賃銀労働者，サラリーマン，官吏，金利生活者等必しも地域内の産業から生活の糧を得ていない都市が増加してきた。住民は全体としてその地域に於ける何等かの『共同意識』によって結ばれるよりも，階級的，職業的，政党的利害によって結ばれるようになり，住民各自の生活目標も互に相対立するようになってきた。このような住民団体における行政は，それが固有の権力行政でなくても，官僚機構を必要とする。」[10]

地域社会が，共同体的な一体性を失ったとき，そして，住民の自発的活動によって，地方業務を支えることがむづかしくなり，一種の官僚的統治機構を生みだすに至ったとき，これを，どのような意味で，現代における地方自治のにない手として位置づけるのか？

この問に対して，もっとも早くから，一つの解答をあたえていたのは，イギリスにおける地方自治の研究家としてのウェッブ夫妻であった。彼らは，資本主義がひきさいた「近隣一体性」を勤労住民が主体となって再建する必要があり，その条件がすでに生みだされていることを強調する。彼らは，「文明社会のナショナル・ミニマム」――水道，道路整備，清掃，住宅建設，教育活動，妊婦や老人のための施設，病人あるいは肉体的，精神的にハンディを負った人人の保護をになう主体として，これらを忠実に遂行する専門職者としての公務員制度の確立を主張する。そして，これらの公務をになう人々と地域住民の手による「近隣一体性の回復」こそ，現代的地方自治をつくりだす，と考える[11]。

9) 島恭彦「現代地方財政論」有斐閣，1951年，130ページ。（著作集，第4巻所収）。
10) 同上，130ページ。
11) Sidney & Beatrice Webb, *A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain*, 1920. (S. H. Beer, ed., 1975, p. 305 f).

この回復の場は，ガスと水道を中心とする公有化部門の拡大であったことはいうまでもない。

従来のこのような諸思想に対して，N. P. ヘップワースの教育サービスにかかわる認識は，つぎのような内容をもつ。

「たとえば，子供のいない人たちによって，しばしば提出された議論，つまり，自分たちは他人の子供のための教育費を支払うように強制されるべきではないという議論……がある。……しかし，ある地域の住民が，他の住民の健康や教育から得る便益というものは直接的なものではないが，しかしそれにもかかわらず，その便益は圧倒的なひろがりをもつ。現代のコミュニティは，子供たちが適切な教育を受け，大多数の住民が十分に健康でなければ，存続することはできないであろう。すべての市民は，自分自身に子供や他の扶養家族がいようがいまいが，教育のある健康な住民から便益を受ける。すべての人びとは，各個人が自動車を所有していないとしても，良好な道路体系の発展から便益を受けるのと同じことである。」[12]

地方自治体のもたらす大部分の便益が，そのコミュニティに属するすべての住民に便益をあたえる，というこの想定は，さまざまな反論がありうるとしても，現代的地方自治における「近隣一体性」を前提とする限り，一つの説得的な説明であろう。

このように想定した場合には，「レイト課税の正当性は，それがすべての地域住民の便益となるようなサービスに対して支払うべき地方税である。」[13]ということになろう。

III　レイトと地方所得税

19世紀末のキャナンの権威ある主張は，現代イギリスにおける住民の間にも，かなり普及しているらしく，ヘップワース氏は，彼の著書のなかで，一つの調

12) N. P. Hepworth, *op. cit.*, p. 80. (85ページ)。
13) *Ibid.*, p. 80. (85ページ)。

査報告書（1963年）を引きあいにだしている。そこでは，つぎのように述べられていた。

「住民からの証言においては，レイトは，各個人のレイト支払者によって享受されたサービスと何らかの関係があってしかるべきである，という見解が繰返しわれわれの前に提出される。学齢期の子供がいない退職した人びとは，自分たちが支払うレイトの大部分が他人の子供のための教育に消費されてしまうと不平を言う。他の人びとは，自分の支払ったレイトが，ときには自分たちよりも裕福に暮らしている地方自治体公営住宅の家賃を補助するために使われていると抗議する。」

「レイトがそのような何らかの関係をもつべきであるか否かを判断することはできないけれども，それらの人びとが唱える抗議には，権威ある人びとの主張という背景があった。

エドウィン・キャナンは，『地域的なレイト課税を便益に応じて可能なかぎり正確に実現するには，たった一つの方法しかない。すなわちそのディストリクトに存在する固定資産に関連づけて各個人にレイトを課税することが，実際にはおこなわれる。』と論じた。この主張は，現在の諸事実に対して，たやすくなじむものではない。現在，課税されているレイトが，たとえ部分的であるにせよ，提供されたサービスの対価であるとみなすことができるかどうかは，まったく疑問である。」[14]

この指摘は，古典的地方自治の時代のキャナンの主張が，今日，すでに妥当しなくなったことを強調している点で，多くの論者の主張と軌を一にするものであるが，さらに注目すべきは，便益の「分割不可能性」を強調していることである。

「地方政府の本質は，法律や条令のようなかたちをとったサービス，すなわち，その便益がその本性からして分割が不可能であるようなサービスを提供することである。こうしたサービスのいかなる対価も，専決的，つまり，強制的

14) *Ibid.*, p. 81. (85-86ページ)。

な性質をもつもの，すなわち，租税というかたちをとらざるをえない。多くの地域的なサービス，とくに社会サービスのような第一次世界大戦以降，大変顕著に発展してきたサービスの便益は，粗雑な，ありあわせのもので間にあわせる方式で，ある特別の集団や個人に帰属されうるけれども，こうしたサービスには十分補助があたえられるべきであるという見解は，広く認められている。」[15]

このような立案からは，レイトはすでにして租税であって，サービスの対価とはいえない，という結論が導きだしうることは自明であろう。現代的地方自

中央政府と地方政府の租税からの収入額　　(単位：100万ポンド)

	所得税	国民健康保険出資	支出税 レイト以外	支出税 レイト	総計	総税収中のレイトの比率 (%)
1968	5,755	2,161	5,261	1,548	14,725	10.5
1970	7,453	2,655	6,589	1,827	18,524	9.9
1972	8,083	3,337	6,888	2,379	20,687	11.5
1974	12,548	5,000	8,381	3,089	29,018	10.6
1976	18,704	8,419	12,046	4,503	43,672	10.3
1977	20,295	9,453	15,246	5,194	50,188	10.3
1968-77年における租税の増大比 (%)	353	437	290	335	341	

出所：*Annual Abstract of Statistics.*

個人的可処分所得に占める居住用資産レイトの比率　　(単位：100万ポンド)

	居住用資産レイト請求高	個人的可処分所得	レイトの比率(%)
1968	654	26,523	2.5
1970	747	31,046	2.4
1972	996	39,806	2.5
1974	1,262	53,895	2.3
1976	1,772	76,305	2.3
1977	2,073	86,497	2.4

出所：*Economic Trends and Regional Statistics: England and Wales.*
〔注〕 N. P. Hepworth, *op. cit.*, p. 82. より。

15) *Ibid.*, p. 81. (86ページ)。

治においては，もはや古典的地方自治におけるように応益原則がなりたたない，ということになれば，新しい時代の応益原則とはなにか，そこでは，応能原則は，どのような形で，位置づけられるのか，が問われてくることとなろう。

ヘップワースは，イギリスにおける課税の状況を前表によって概括し，そこでは，総税収中のレイトの比重10%内外，個人可処分所得に占める割合2.3～2.5%という数字を得ている（別表参照）。彼は，地方税源としてのレイトの重要性を否定しない。

「レイトはとくに地方税として適当である。その理由はレイトが特定の地域とたえず不可分一体なものとなりうるし，管理は相対的にコストが安く容易であり，居住用資産レイトは財政責任を促進するからである。……

みたところレイトは逆進的であると思われているが，実際，社会保障給付とレイト割引を勘定に入れれば，レイトは週40ポンドの所得までは累進的であり，週40～60ポンドまでは逆進的なだけであるし，そしてレイトは個人可処分所得の約2.5パーセントを占めるにすぎない。」[16]

レイフィールド委員会の報告書は，レイトを廃止せずに，新しい地方財源として地方所得税の導入について提案をおこなった。その特徴は，

(a) それは地方居住者によってのみ支払われる。

(b) 税率は，地方自治体によって定められる。

(c) 税は，地方自治体にかわって内国歳入庁によって徴収される。

(d) 地方所得税は，国家の租税制度に包含され，したがって課税対象を同じくし，同一の減税制度をもち，同一の課税所得階層区分を用いる。

(e) 雇用主が，源泉徴収制度の一部分として税金を差引く。

(f) 年度間の整調と投資所得のあつかい，などの要因のために，特別の制度をつくる[17]，

16) *Ibid.*, p. 287. (333ページ)。

17) Department of the Environment, *Report of the Committee of Inquiry into Local Government Finance* (Chairman; F. Layfield; Cmnd 6453, 1976), N. P. Hepworth, *op. cit.*, p. 288. (335ページ)。

などである。

上の特徴にみる限り，イギリスにおける現代の地方所得税提案は，レイトに一定の累進制をみとめた上で，事実上，中央政府の徴税機関に依存した徴税体制をもち，税率のみが，地方自治体の権限として残されているにすぎない。その意味では，レイトを特定地域と不可分なもの，地方所得税を広域的に活動する住民とかかわらせて位置づけをおこない，両者ともに，サービスに対する対価ではなく，租税としての共通項によって把握している，とみてよいであろう。

IV　地方所得税における累進制と比例制

地方税制における所得税の導入問題は，今までの検討によってあきらかなとおり，たえず「広域化」の問題，あるいは，地域性と階層性の関連の問題を提起してきた。ここに階層性というのは，産業の進歩，資本の集中，情報，通信などのネットワークのもたらす全国的，横断的な職業団体，経営者団体，労働団体，福祉団体，教育団体，文化団体などの形成と発展を指している。

地域社会における古典的な共同体と，その共同業務をになう地方自治体から，資本主義と商品生産の発達にともなう古典的共同業務の衰退，新しい共同業務のニーズの発生と，それを充足するシステム（官僚機構）を規定する階層化された社会の発展。多かれ，すくなかれ，地方所得税制を検討した論者たちは，この問題につきあたらざるをえなかったのである。

新しい共同業務を地域社会において再建しようとするならば，そこでは，その共同業務が，地域社会と全国的な社会，あるいは，国際社会において，どのような便益を誰にもたらすのか？　が問われてくるようにみえる。

便益とその負用の負担というとき，キャナンが19世紀の末に応益原則を理論化した際には，地方自治体が，私有財産者の財産を守ってくれる，ということや，私有財産者の住居や営業に利益をもたらしてくれる，ということこそ，応益原則の根拠であった。そして，これらの利益は，今日，便益とよばれているものよりも，はるかに直接的で，かつ，貨幣価値に換算することが可能であっ

た。例えば，金持ちが，自分で高い塀をめぐらし，自警団を雇って財産を守るのと，公共機関が，すぐれた警官を雇うのとは，どちらが有効か？　個別化された私有財産者の個別的な防衛措置と，集団化された私有財産者の集団的な防衛措置とは，どちらがより有効で，かつ，経済的であろうか？　私有財産者の立場からみて，答は，きわめて明瞭であるように思われる。

しかし，同時に，私有財産者の地方自治は，財産をもたない人々にとっては，しばしば，無権利な状態を意味し，選挙権すらなく，スラムの地主に高い住居費を徴収され，狭小過密の住宅で，文化性も，公衆衛生的配慮も乏しい環境のただなかにおかれる。

これに対して，現代的地方自治は，古典的共同業務が解体された上にたって，教育をはじめ，公衆衛生や福祉にいたる新しい共同業務の再建をめざさなければならぬ。この場合再建へとむかうエネルギーは，限定された地域の内部だけからでてくるのではなくて，全国的に密接な交信のネットワークをもち，ナショナル・ミニマムについて知識をもった労働団体や，職業団体，あるいは，福祉団体などを通じて発揮されることも多い[18]。

この場合，地域住民は，労働移動・通勤・交通・通信・情報のネットワークなど，国際的，全国的な情報の交信のなかで地域社会をとらえかえすことができる。この新しい状況の下において，古典的な応益原則の適応は，きわめて困難である。

第一に，ヘップワースらが指摘するように教育などの新しい業務は，その便益を個人の貨幣価値で評価しうる形では，必ずしも表現しない。しかも，便益は，個人の内部にとどまることなく，むしろ，コミュニティや，社会全般に拡散する傾向があり，これを，個人のサービス受信とそれに対する対価の支払という関係の下に律することは不可能である。したがって，レイトは，サービスに対する対価とはいえず，租税でなければならない。

18) 例えば，労働組合の運動は，全国的なネットワークをもって，統一した行動を経営者に対してとりえた職業別組合をその出発点とする。S. & B. ウェッブ著，荒畑寒村監訳「労働組合運動の歴史」上，日本労働協会，1973年。

第二に，租税であることをみとめた上で，その課税を測定する基礎は，固定資産であるのか，所得であるのか，という問題が発生してくる。地方税制の本来の趣旨は，現代の経済発展水準を前提とする限り，いつまでも，ある地域に固定して住んでいる住民ではなくて，全国的な交通，交信のネットワークのなかで，たえず，移動をくり返しつつ，しかも一定区域を一定期間は占有して生活し，「本拠」をもつ生活者となった住民である。この事実を前提とする限りは，固定資産に課税する場合でも，所有者よりは占有者としての資格において課税測定基礎を選択し，あるいは，所得を獲得して生活している以上は，所得を課税測定の基礎とする方が統一した，ひろい基準となり，固定資産よりも公平ではないか，という問題が生じてこよう。そして，キャナンの時代には，金持が，より低い税率の地域へと逃亡する危険が，地方所得税によって生じた，とされているが，今日の状況の下では，大衆的な地方所得税の場合，このような要因ははたらくとしても，第2次的な意味しかなく，むしろ，雇用と就業の条件によって，住民の移動が規定される度合いの方がはるかに大きいと考えられる。

第三に，したがって現代の地方税は，地方所得税を導入してもよく，その課税原則は応能主義であっても，基本的にはさしつかえがないし，国に対する納税の場合と同じく累進税を課してもよい。しかし，累進制が，相対的に税を多く負担する中・上層に対して移住を決意させるほどであれば，他の条件を一定とする限り，地方財政の健全性に影響がでるのは否定できない。そこで，サービスとそのコストの負担との対応は，「住民と中央政府のサービス」との関係にくらべて，「住民と地方自治体」の関係はより直接的であり，コミュニティ住民全体としてのうけとる便益が，コミュニティ住民一人一人のコスト負担によって支えられている，という意味で負担の均等，あるいは，一見，応益主義的な，比例税程度の「ゆるやかな」利益説におちつくこともありうる。この場合の応益主義というのは，個人のサービスの享受と，個人の費用の負担を対応させたものではなくて，全体のサービスの享受が，個々人の所得の大いさに比

例して，個々人に帰属する，という前提にたつものであろう。国の所得税は累進的で地方所得税は比例税率である，というのは，例えばスエーデンがそうであって，西川一誠氏によれば，1979年の数字で，地方所得税の税率は，課税所得の25％から33％にわたり，平均では約29％であった[19]。わが国の地方税制においては，個人住民税（所得割）の税率が，市町村税で２％から14％までの１％きざみの13段階の累進税率，道府県民税は，２％と４％の２段階の税率で，きわめてゆるやかな累進制（ほとんど比例税）である。道府県民税の２段階の比例税率化の根拠について，前記，西川氏の指摘によれば，昭和37年から実施されたが「これは所得税の減税の機会をとらえて，所得税の一部を道府県民税に移譲することとし，その際，道府県民税の税率のあり方を検討した結果，収入の普遍性，安定性を高めることができるという利点，アメリカ等の諸外国の地方所得税の条例を考慮し比例税率がごく軽度の累進税率で課税することが適当であることとしたためである。」[20]と述べられている。地方所得税制における累進税率と比例税率の問題は，多くの論点を残しているけれども，ここで，問題となっている応益主義が，古典的応益主義と区別されるべきことは当然であろう。

第四に，地方所得税制を導入した場合，徴税機構はいかにあるべきか，という問題が発生してくる。所得税が，広域的な徴税機関に依存してはじめて徴収しうるし，また，徴税の効率も，その集中的管理の故にきわめて高くなりうることは事実である。しかし，そうであるからといって，地方自治体が，みずからの自治権の重要な構成要素として独自の徴税機関をもちうることも，また，事実であろう。この両者を調整しうる一つの方法は，レイフィールド委員会の報告書が指摘するように，国が，その徴税機関を用いて，地方団体の委託によ

19) 西川一誠「地方税における所得課税」第一法規，1982年，255ページ，257ページ。なお，スエーデンとイギリスを比較した地方所得税の簡単な論評は，Report of a Study Groups of the Royal Institute of Public Administration, *New Sources of Local Revenue*, 1956, Chap. VII. を参照。

20) 西川一誠，前掲書，173ページ。

り，地方所得税を徴収すればよいとする考え方がある。つまり，税率など，課税の根本にかかわる問題は地方自治体の決定にゆだねて，国の機関は，税の委託徴収に徹する，ということであり，課税標準などの整合性をこれにともなって追求すればよい，ということになろう。イギリスには，伝統的に，地方団体が，他の地方団体に，レイトの徴収を委託する，という制度が発展してきており，この考え方からすれば，国が，地方団体の委託をうけて税を徴収しても，いささかも不思議な点はない，というわけである[21]。このような徴税機関の調整問題は，国と地方の財政にかかわる業務の調整にあたって，国と地方の対等性が，どの程度保障されているか，の問題を改めて浮かび上らせる結果となるであろう。

以上，いずれにしても，古典的利益税の時代は終り，新しい時代の新しい課税原則が，地方自治体において模索されざるをえなくなる根拠を検討してきた。そして，地方所得税の導入は，国と地方の財政関係を新しい視野のもとにおく，その出発点とならざるをえない。

(1983. 10. 18)

〔本研究は昭和58年度文部省科学研究費による研究成果の一部である。〕

21) レイトの委託徴収制については，N. P. Hepworth, *op. cit.*, pp. 19-20. (5-7ページ) を参照。